

孤独・孤立対策の推進に関する法律案 概要

背景・目的（第1条）

- 急速な少子高齢化の進展等の最近の社会情勢の変化により社会・他者との関わりが希薄化し、**望まずに孤独になり又は社会的に孤立して必要な支援を受けることができない状態（孤独・孤立）**に陥る者が増加
⇒貧困・虐待・自殺等の重大な問題の増加等、地域・国の活力の低下が懸念
- にもかかわらず、孤独・孤立の実態が必ずしも十分に把握されていない

孤独・孤立に関する実態調査を実施し、孤独・孤立対策を総合的かつ集中的に推進

基本理念（第2条）

- (1) 誰もが孤独・孤立に陥ることなく生きることができる社会の実現を目指して実施
- (2) 孤独・孤立に関する実態調査を行うことによりその実態に即して実施されるとともに、それぞれの施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に実施
- (3) 孤独・孤立に陥っている者（そのおそれがある者を含む。）をできるだけ早期に発見し、その者について必要な支援が行われるようにすることを旨として実施
- (4) 孤独・孤立に陥る原因・態様が年齢・性別・家族構成等により様々であることを踏まえ、それぞれの原因・態様に応じたきめ細かな対応が行われるようにすることを旨として実施
- (5) 国・地方公共団体の関係機関相互の密接な連携、民間団体・国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として実施

責務等（第3条～第8条）

- 国・地方公共団体・国民の責務
- 財政上の措置等
- 孤独・孤立問題啓発月間（8月）
- 国会への年次報告

実態調査の実施等（第9条）

- 孤独・孤立の実態に関する全国的な調査を実施
- 孤独・孤立に関する調査研究（指標に関する研究、効果的な対策の在り方に関する調査研究等）
- 先進的な取組に関する情報等の収集・整理・提供

孤独・孤立に関する諸問題に対処するための施策（第10条～第17条）

- 1 早期発見・支援（SNS等も活用）
- 2 誰もが社会とのつながりを確保しつつ日々の生活を送ることができる環境の整備
- 3 国民の理解と関心の増進
- 4 民間団体の活動の支援
- 5 技術の開発・普及
- 6 人材の確保・養成・資質の向上
- 7 連携の強化
- 8 実態調査等の結果を踏まえた施策の充実

基本方針等（第18条・第19条）

- 政府による孤独・孤立対策の実施に関する基本方針の策定（閣議決定）
※実態調査等の結果を踏まえて速やかに変更
- 都道府県・市町村による孤独・孤立対策の実施に関する計画の策定（努力義務）

法制的整備（第20条）

実態調査等の結果を踏まえ、ヤングケアラーへの支援、望まずに妊娠して出産する女性及びその子への支援等について法制的整備

推進体制（第21条～第32条）

- 内閣に、孤独・孤立対策推進本部を設置

組 織	本部長	内閣総理大臣
	副本部長	内閣官房長官、孤独・孤立対策担当大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣
	本部員	その他全大臣

- 本部に、孤独・孤立対策推進会議〔有識者会議〕を設置
- 地方公共団体による孤独・孤立対策推進地域協議会の設置（努力義務）